○農林水産省告示第千八百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県魚沼市宇津野字北ノ又澤八五二の一九・字中ノ又澤八五三の一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道新冠郡新冠町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道野付郡別海町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道夕張郡長沼町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び長沼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道標津郡中標津町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡錦江町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県新見市神郷下神代字ダンナゴヤ四四三の二、字大迫四四八の二、四四九の二、二一五五の二、字大平四五〇の二、四五一の二、四五二の二、字隠尾四五三の二、字石迫四六〇の二、四六一の二、字時房四六二、四六三の二、四六四の二、四六八の二、字狼山二一四〇、二一四一、字長畝二一四二の二、二一五四の三、二一五四の四、字奥迫山二一四三の二、字枡岩ノ上二一四七の二、字段原二一四九の二、二一五二の二、字大迫頭二一五三の二、字平岩二一五七の二、字五文字二一五八の一から二一五八の四まで、二一五八の八から二一五八の一一まで、二一五八の一七、二一五八の一八、二一五九、二一五九の一三、字塚谷ノ奥一一〇二、字カラカサギ一一〇四、一一〇五の二、一一〇六の二、一一〇七の二、一一〇八、一五〇一の二、一五二八の内一、一五二八の二、字大ソフリ一一〇九、字ヨコナ畝一一一、字スノコウ一五〇二の二、字チガリ谷一五〇四、字スノコノ段一五〇五、字チガイ谷一五〇七の二、一五〇八、一五〇九、一五一〇の二、字釜ケ谷一五一一の二、一五一一の三、字ナヤマガ谷一五一二の一、一五一二の二、字コタハ一五一三、一五三〇、一五三二、字コブマキ一五一四の二、一五一四の三、一五一五の二、一五一七の五から一五一七の八まで、字五反田一五一六の二、字コジヲ一五三三、一五三四、一五三五の二、字上リ坂一五三六の二、一五三八の二、一五三九の二、字権現ノ向一五三七、一五四六の二、一五四七の二、字三井ガヒラ一五四四の二、字ミイガヒラ一五四五の二、一五五四の二、字細迫一五五三の二

保安林として指定された目的　水源のかん養

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県新見市神郷油野字立道八一の二、八三、八四の二、字大カンノ口八九の二、九〇の二、九一の二、九二の二、字二郷原一一六の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県新見市高尾字赤松谷一三二〇、一三二二の一、一三二二の四、一三二四、字赤松山一三二五、字宮ノ下一三二八、一三五二、一三五四、足立字田曽山二二三四の一、二二三四の二、二二三四の三（次の図に示す部分に限る。）、二二三四の四から二二三四の六まで、二二三四の九、下熊谷字風呂ノ畝八二五、字狸穴八二六、字梅ノ木垰八二七、字コセヒナ八四一の二から八四一の四まで、字ホト山八四二、字本谷八四三、字柳井迫一〇三一から一〇三七まで、一一三九、一一四〇、字下川内一一三八の一から一一三八の三まで、字中畝一一四一、上熊谷字トノサコ二七八九、字儀ノ尾ソウリ二七九〇、字安明地二七九一、二七九二の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）